

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水02	株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを目指す）では、政策目的（経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る）の実現状況が十分に明らかになることができないため、例えば、農業経営改善計画において、農業者が記載することとされている農業経営規模拡大に関する目標、生産方式の合理化に関する目標等の達成状況や認定農業者が毎年行っている「新たな農業経営指標」に基づく自己チェックに係る情報などを用いて、より適切な達成目標の設定を検討する必要がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>「効率的かつ安定的な農業経営」を実現するためには、一定の大規模な農業経営を育成していく必要があり、そのためには、農地購入等による経営規模の拡大、拡大した規模に見合う農業機械・施設の導入が必要であり、農地等の取得や能力が高い農業機械の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積するため、農業経営基盤強化準備金制度が措置されています。この投資が着実に実施されたかを計るため、達成目標を農業経営改善計画の農業用固定資産（農用地、農業用機械等）の取得実績が 80%以上となることとしている。</p> <p>農用地の規模拡大は、生産数量の拡大により販売金額が拡大に資すると共に、生産コストを低減させ、所得金額の拡大につながる。さらに、能力が高い農業機械の導入は、生産コストの低減、省力化にもつながり「効率的かつ安定的な農業経営」を実現することとなる。</p> <p>したがって、農業経営基盤強化準備金制度措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上の達成目標は適切なものとなっていると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、算定根拠の説明によると、平成 28 年度の減収額は 27 年度の減収額から▲4.2%された額（34.1 億円）となるが、評価書に記載されている額（37.1 億円）と異なっている。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>当該説明中の「対象交付金増減額」は「対象交付金増減率」の間違いであり、修正しました。</p> <p>当該算定根拠に計算間違いがありましたので、修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠を「各年、1 の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。平成 31 年度については、30 年度と同額とした」と説明しているが、平成 30 年度を算出する際の増減率に関する説明がない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 29 年度から 31 年度までの法人税）については、その算定の基礎となる平成 28 年度の適用見込額 247 億円の計算が誤っているため（正しくは 227 億円）、計算結果に誤りがある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>「各年、1 の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。」として 28、29、30 年度の各年を指していましたが、不明瞭な表現のため 28 年度以降と修正しました。</p> <p>当該算定根拠に計算間違いがありましたので、修正しました。</p> <p>当該説明中の「対象交付金増減額」は「対象交付金増減率」の間違いであり、修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成 28 年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果について、各年度の達成率が明らかにされ「農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している」と分析・説明されているが、農用地又は農業用機械等は、本特例措置が講ぜられなかった場合でも取得されると考えられるため、本特例措置が、各年度の目標達成にどの程度寄与しているか明らかではなく、本特例措置のみの直接的な効果が不明となっている。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>（注）（1）～（2）の 27 年度までの実績値は、と誤記しておりましたので、28 年度と修正しました。</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、大規模な農業経営を育成していく必要</p>

があり、そのためには、農地購入等による経営規模の拡大、拡大した規模に見合う農業機械・施設の導入が必要である。ただし、農地等の取得や能力が高い農業機械の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。

28年には、農地1ha 約1,300万円、トラクター(50馬力)約800万円、汎用コンバイン(101馬力)1,200万円などと高額である、一方農業所得は近年300万円台であることから、農業経営基盤強化準備金制度が措置されて投資額を蓄積していなければ取得できないものであり、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成していると考えられる。

また、税収減を是認するような効果の有無で説明したとおり、農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成27年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果からみると、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の効果について、各年度の達成率が明らかにされ「農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している」と分析・説明されているが、農用地又は農業用機械等は、本特例措置が講ぜられなかった場合でも取得されると考えられるため、本特例措置が、各年度の目標達成にどの程度寄与しているか明らかではなく、本特例措置のみの直接的な効果が不明となっている。

【農林水産省の補足説明】
 効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、大規模な農業経営を育成していく必要があり、そのためには、農地購入等による経営規模の拡大、拡大した規模に見合う農業機械・施設の導入が必要である。ただし、農地等の取得や能力が高い農業機械の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。

28年には、農地1ha 約1,300万円、トラクター(50馬力)約800万円、汎用コンバイン(101馬力)1,200万円などと高額である、一方農業所得は近年300万円台であることから、農業経営基盤強化準備金制度が措置されて投資額を蓄積していなければ取得できないものであり、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成していると考えられる。

また、税収減を是認するような効果の有無で説明したとおり、農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成27年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果からみると、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	(法人税:義)(国税4)、(法人住民税、法人事業税:義)(地方税8) 【新設・拡充(延長)】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者(青色申告を行う認定農業者等)が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産(農用地、農業用の建物・機械等)を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。 《要望内容》 ・適用期限(H30.03.31)の2年延長 《関係条項》 法人:租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人:租税特別措置法第24条の2及び24条の3
4	担当部局	経営局経営政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年4月～8月 分析対象期間:平成24～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加(法人税) ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設(所得税) 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し 平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 2年延長・拡充・縮減 ① 対象者に認定新規就農者(個人)を追加 ② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ④ 特定農業法人(農業生産法人以外)を対象から除外 平成28年度 対象交付金の見直し等 平成29年度 1年延長
7	適用又は延長期間	平成19年4月1日～平成32年3月31日

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (1)力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ① 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本支援措置により農業経営改善計画等に従って着実に農用地の取得による経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。
9	有効性等	① 適用数等	平成24年度 2,463 法人 25年度 2,539 法人 26年度 2,257 法人 27年度 3,096 法人 28年度 3,341 法人(見込) 29年度 3,606 法人(見込) 30年度 3,892 法人(見込) 31年度 3,892 法人(見込) (実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告等)の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例」の適用件数の合計。見込みの算定根拠は別添参照。)
		② 減収額	(国税) (地方税) 平成24年度 30.5 億円 24.6 億円 25年度 29.4 億円 23.5 億円 26年度 23.1 億円 20.4 億円 27年度 35.6 億円 29.7 億円 28年度(見込) 34.1 億円 28.4 億円 29年度(見込) 34.4 億円 28.7 億円 30年度(見込) 34.7 億円 29.0 億円 31年度(見込) 34.7 億円 29.0 億円 (実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第193回国会

③ 効果・税収減是認効果	報告等)による。見込みの算定根拠は別添参照。)																																																																													
	<p>《効果》(分析対象期間:H24~H31年度) 競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。 本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。 測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、27年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で91%、農業用機械等で86%となっており、本措置は、分析対象期間である24年度から継続して農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。 このように、27年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。 (1)固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(28年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>①農用地</td> <td>取得計画面積</td> <td>1,739ha</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得実績</td> <td>1,583ha</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成率(B/A)</td> <td>91%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②農業用機械等</td> <td>取得計画台数</td> <td>3,157台</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得実績</td> <td>2,877台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成率(B/A)</td> <td>91%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)準備金による固定資産の取得実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農地</td> <td>取得計画</td> <td>1,007ha</td> <td>1,736ha</td> <td>1,522ha</td> <td>1,202ha</td> <td>1,739ha</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>1,041ha (103%)</td> <td>1,572ha (91%)</td> <td>1,446ha (95%)</td> <td>1,094ha (91%)</td> <td>1,583ha (91%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用機械等</td> <td>取得計画</td> <td>2,392台</td> <td>3,064台</td> <td>3,126台</td> <td>2,820台</td> <td>3,157台</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>2,313台 (97%)</td> <td>2,765台 (90%)</td> <td>2,483台 (79%)</td> <td>2,422台 (86%)</td> <td>2,877台 (91%)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度 (推計)</th> <th>30年度 (推計)</th> <th>31年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農地</td> <td>取得計画</td> <td>1,755ha</td> <td>1,770ha</td> <td>1,770ha</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>1,597ha (91%)</td> <td>1,612ha (91%)</td> <td>1,612ha (91%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用機械等</td> <td>取得計画</td> <td>3,185台</td> <td>3,214台</td> <td>3,214台</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>2,803台 (91%)</td> <td>2,929台 (91%)</td> <td>2,929台 (91%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)(1)~(2)の28年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。29~31年度の推計値は、28年度と29年度予算の交付金増減率(別添)により算出し、</p>	①農用地	取得計画面積	1,739ha	A		取得実績	1,583ha	B		達成率(B/A)	91%		②農業用機械等	取得計画台数	3,157台	A		取得実績	2,877台	B		達成率(B/A)	91%			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	農地	取得計画	1,007ha	1,736ha	1,522ha	1,202ha	1,739ha	取得実績 (達成率)	1,041ha (103%)	1,572ha (91%)	1,446ha (95%)	1,094ha (91%)	1,583ha (91%)	農業用機械等	取得計画	2,392台	3,064台	3,126台	2,820台	3,157台	取得実績 (達成率)	2,313台 (97%)	2,765台 (90%)	2,483台 (79%)	2,422台 (86%)	2,877台 (91%)		29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	農地	取得計画	1,755ha	1,770ha	1,770ha	取得実績 (達成率)	1,597ha (91%)	1,612ha (91%)	1,612ha (91%)	農業用機械等	取得計画	3,185台	3,214台	3,214台	取得実績 (達成率)	2,803台 (91%)	2,929台 (91%)
①農用地	取得計画面積	1,739ha	A																																																																											
	取得実績	1,583ha	B																																																																											
	達成率(B/A)	91%																																																																												
②農業用機械等	取得計画台数	3,157台	A																																																																											
	取得実績	2,877台	B																																																																											
	達成率(B/A)	91%																																																																												
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																																									
農地	取得計画	1,007ha	1,736ha	1,522ha	1,202ha	1,739ha																																																																								
	取得実績 (達成率)	1,041ha (103%)	1,572ha (91%)	1,446ha (95%)	1,094ha (91%)	1,583ha (91%)																																																																								
農業用機械等	取得計画	2,392台	3,064台	3,126台	2,820台	3,157台																																																																								
	取得実績 (達成率)	2,313台 (97%)	2,765台 (90%)	2,483台 (79%)	2,422台 (86%)	2,877台 (91%)																																																																								
	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)																																																																											
農地	取得計画	1,755ha	1,770ha	1,770ha																																																																										
	取得実績 (達成率)	1,597ha (91%)	1,612ha (91%)	1,612ha (91%)																																																																										
農業用機械等	取得計画	3,185台	3,214台	3,214台																																																																										
	取得実績 (達成率)	2,803台 (91%)	2,929台 (91%)	2,929台 (91%)																																																																										

	<p>30・31年度は同数とした。</p> <p>本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びていたが27年度には減少傾向となったが、28年度は取得実績が過去最高となり、29年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地の取得による経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等の取得に貢献し、目標を達成していくものと見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H29～H31年度)</p> <p>本措置の今後の活用計画(平成28年度末ベース)は、以下のとおり。</p> <p>農地等の取得計画 930億円 準備金積立残高 642億円 今後の積立等必要額 288億円</p> <p>(注)1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。 2 「本措置の今後の活用計画(平成28年度末ベース)」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。</p> <p>本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地等を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H24～H31年度)</p> <p>農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成27年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケートをとっており、そのうち、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたと回答しているものが1,490件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。</p> <p>また、農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成27年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケートのうち、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が1,646件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケートをとっており、そのうち、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が1,105件、合計2,751件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があると推測される。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p>ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が3,271百万円、農業用機械等への投資が11,548百万円、減収額が6,398百万円となる(いずれも28年度)。</p> <p>農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として20,917百万円となる。</p>
--	--

		<p>生産誘発額の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 11,019百万円 ・(第1次間接効果)鉄鋼・非鉄・金蔵製品等で9,898百万円 <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28(見込)</th> <th>29(見込)</th> <th>30(見込)</th> <th>31(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>3,050</td> <td>2,940</td> <td>2,310</td> <td>3,560</td> <td>3,710</td> <td>3,740</td> <td>3,770</td> <td>3,770</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>2,460</td> <td>2,349</td> <td>2,037</td> <td>2,969</td> <td>2,844</td> <td>2,870</td> <td>2,896</td> <td>2,896</td> </tr> <tr> <td>減収額計</td> <td>5,510</td> <td>5,289</td> <td>4,347</td> <td>6,529</td> <td>6,554</td> <td>6,610</td> <td>6,646</td> <td>6,646</td> </tr> <tr> <td>波及効果(総額)</td> <td>15,410</td> <td>18,131</td> <td>16,861</td> <td>16,332</td> <td>20,917</td> <td>21,105</td> <td>21,295</td> <td>21,295</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額が6,554百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は20,917百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(100部門)」を使用</p>	年度	24	25	26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)	31(見込)	国 税	3,050	2,940	2,310	3,560	3,710	3,740	3,770	3,770	地方税	2,460	2,349	2,037	2,969	2,844	2,870	2,896	2,896	減収額計	5,510	5,289	4,347	6,529	6,554	6,610	6,646	6,646	波及効果(総額)	15,410	18,131	16,861	16,332	20,917	21,105	21,295	21,295
年度	24	25	26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)	31(見込)																																							
国 税	3,050	2,940	2,310	3,560	3,710	3,740	3,770	3,770																																							
地方税	2,460	2,349	2,037	2,969	2,844	2,870	2,896	2,896																																							
減収額計	5,510	5,289	4,347	6,529	6,554	6,610	6,646	6,646																																							
波及効果(総額)	15,410	18,131	16,861	16,332	20,917	21,105	21,295	21,295																																							
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金を農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものである。これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、あらかじめ準備する必要がある。</p> <p>租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>																																													
11	有識者の見解																																														
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年度税制改正要望時																																													

別添 1

(法人税)

(法人住民税、法人事業税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成30年度減税見込額 3,465百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成30年度減税見込額 2,896百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率：(650,093百万円-678,852百万円) ÷ 678,852百万円 ≒ ▲4.2%
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度予算額の増減率
 (655,923百万円-650,093百万円) ÷ 650,093百万円 ≒ 0.9%
 対象交付金総額の28年度予算額→29年度予算額の増減率
- ② 適用件数の算出 3ヵ年増加率平均
 平成24年度 2,463 法人
 平成27年度 3,096 法人
 $(3,096 \div 2,463)^{1 \div 3} - 1 \approx 7.9\%$

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189、190、193回国会提出)

- ③ 適用総額・減税見込額の算出(単位：億円)
 (24年度) (法人税率)(復興特別法人税率)
 185億円(平成24年度適用総額) × 15% × 1.1 = 30.5億円
 (25年度)
 178億円(平成25年度適用総額) × 15% × 1.1 = 29.4億円
 (26年度)
 154億円(平成26年度適用総額) × 15% = 23.1億円
 (27年度)
 237億円(平成27年度適用総額) × 15% = 35.6億円
 (28年度)
 237億円(平成27年度適用総額) × (100% + ▲4.2%) (①の交付金増減率27→28年度)
 = 227億円(平成28年度適用見込額)
 227億円 × 15% = 34.1億円
 (29年度)
 227億円(平成28年度適用見込額) × (100% + 0.9%) (①の交付金増加率28→29年度)
 = 229億円(平成29年度適用見込額)
 229億円 × 15% = 34.4億円
 (30年度)
 229億円(平成29年度適用見込額) × (100% + 0.9%) (①の交付金増加率28→29年度)
 = 231億円(平成30年度適用見込額)
 231億円 × 15% = 34.7億円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189、190、193回国会提出)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：億円)

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
対象者数注1	13,720	14,362	15,319	16,455	17,463	18,532	19,667	19,667
適用件数注2	2,463	2,539	2,257	3,096	3,341	3,606	3,892	3,892
適用総額注3	185	178	154	237	227	229	231	231
減税見込額注4	30.5	29.4	23.1	35.6	34.1	34.4	34.7	34.7

注1) 対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)。28年度以降は見込み値、平成31年度は30年度と同数とした。

注2) 平成28年度の適用件数は、平成27年度実績3,096に1の②で算出した『適用件数3ヵ年の増加率平均約7.9%』を乗じて算出した。平成29年度以降も同様の方法で算出し、平成31年度は30年度と同額とした。

注3) 適用総額は、28年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付金増減率を乗じたものから試算した。平成31年度は30年度と同額とした。

注4) 減税見込額については、27年度までは、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)の適用総額より試算した。28年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付金増減率を乗じたものから試算した。平成31年度は30年度と同額とした。

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率：(650,093百万円-678,852百万円) ÷ 678,852百万円 ≒ ▲4.2%
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度予算額の増減率
 (655,923百万円-650,093百万円) ÷ 650,093百万円 ≒ 0.9%
 対象交付金総額の28年度予算額→29年度予算額の増減率
- ② 適用件数の算出 3ヵ年増加率平均
 平成24年度 2,463 法人
 平成27年度 3,096 法人
 $(3,096 \div 2,463)^{1 \div 3} - 1 \approx 7.9\%$

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186、189、190、193回国会提出)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
対象者数注1	13,720	14,362	15,319	16,455	17,463	18,532	19,667	19,667
適用法人数注2	2,463	2,539	2,257	3,096	3,341	3,606	3,892	3,892
減税見込額注3	236	227	197	207	198	200	202	202
道府県民税	236	227	197	207	198	200	202	202
市町村民税	580	558	484	602	577	582	587	587
事業税	909	864	749	1,381	1,323	1,335	1,347	1,347
地方法人特別税	736	700	607	779	746	753	760	760
計	2,460	2,349	2,037	2,969	2,844	2,870	2,896	2,896

注1) 対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)。28年度以降は見込み値、平成31年度は30年度と同数とした。

注2) 平成28年度の適用法人数は、平成27年度実績3,096に1の②で算出した『適用件数3ヵ年の増加率平均約7.9%』を乗じて算出した。平成29年度以降も同様の方法で算出し、平成31年度は30年度と同額とした。

注3) 減税見込額については、28年度以降は、1の①で算出した各年の対象交付金増減率を乗じて算出した。平成31年度については、30年度と同額とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
24年度	農業用機械(8,700)	不動産(2,200)	
25年度	農業用機械(10,500)	不動産(2,300)	
26年度	農業用機械(9,800)	不動産(2,100)	
27年度	農業用機械(8,700)	不動産(2,900)	
28年度	農業用機械(11,548)	不動産(3,271)	
29年度	農業用機械(11,652)	不動産(3,300)	
30年度	農業用機械(11,757)	不動産(3,330)	
31年度	農業用機械(11,757)	不動産(3,330)	

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29農水02)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) の資本割に係る課税標準の特例措置の創設 (法人の事業税の課税標準)											
措置の内容	平成27年度時点	-										
	平成28年度税制改正以後	-										
	平成29年度税制改正以後	-										
政策的目的	農林漁業者等が主体となって、6次産業化に取り組み国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動に対し、出資等による経営支援を行うとともに、農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となることを目指す。											
評価対象税目	義務対象					努力義務対象						
	法人事業税											
関係条項	地方税法第72条の12											
要望内容及び区分	(株)農林漁業成長産業化支援機構について、平成30年から平成45年3月31日(機構法第25条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)の間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの										区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-									

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)					
	適用件数 (法人事業税・件)			(参考) 適用実態調査に おける適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (法人事業税・百万円)			(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措 置ごとの影響額(法 人事業税・百万 円)	目標値 (百万円)	将来予測	本特例措置 適用前実績 (累計額)	租税の直 接的効果	目標 達成度	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績						
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,700	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,400	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,900	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	▲210.0	-	-	-	-	-	-	不明	-	-
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	▲210.0	-	-	-	-	30,000	不明	-	-	-
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	▲210.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	▲210.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	▲210.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H35~ /未定	1	-	-	-	-	-	-	-	▲210.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の資本割に係る課税標準の特例措置の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の根拠とされている「第二期中期経営計画」をみると、達成目標「機構出資額約 300 億円」は、第一期中期経営計画期間内（平成 26 年度から 28 年度まで）に達成するとされていたが、結果的に未達成となっていた分を第二期中期経営計画期間内（平成 29 年度から 31 年度まで）に達成しようとするものである。一方、貴省が要望している本特例措置の適用期間は 15 年（平成 29 年度から 44 年度まで）とされており、目標達成時期と矛盾していることを解消する説明がなされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>中期経営計画は 3 年毎に見直しを行っており、まずは第一期中期経営計画で未達となった 300 億円の出資実行を、第二期中期経営計画において出資が伸び悩んだ要因等を分析しつつ、早期に実現するよう出資拡大に向けて定めたところ。目標達成時期との整合性については、あくまでも 300 億円は通過点であり、目標達成後も更なる出資拡大を図るため、当該目標が達成されれば終わりということではなく、引き続き特例措置は必要と考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「中期経営計画は 3 年毎に見直しを行っており、まずは第一期中期経営計画で未達となった 300 億円の出資実行を、第二期中期経営計画において出資が伸び悩んだ要因等を分析しつつ、早期に実現するよう出資拡大に向けて定めたところ。目標達成時期との整合性については、あくまでも 300 億円は通過点であり、目標達成後も更なる出資拡大を図るため、当該目標が達成されれば終わりということではなく、引き続き特例措置は必要と考えている」との説明では、本特例措置の適用期間（平成 44 年度）において達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（機構は、第二期中期経営計画（平成 29 年度から 31 年度まで）に基づき、まずは 6 次産業化事業体等へ約 300 億円規模の機構出資の実現を目指す）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（機構は、第二期中期経営計画（平成 29 年度から 31 年度まで）に基づき、まずは 6 次産業化事業体等へ約 300 億円規模の機構出資の実現を目指す）に対する将来の効果（累計出資額）の寄与について、平成 29 年度以降、「調整中」と説明されており、どの程度、達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>③ 租税特別措置等による直接的効果に関して、本特例措置による民間の出資等に係る呼び水効果を 9.4 倍としているが、算定根拠について、i) 民間資金等調達額（310 億円）の計上期間が不明であること、ii) 平成 29 年 4 月末までの機構出資額（33 億円）が評価書の表における平成 28 年度時点の出資決定額 49 億円と矛盾していることを解消する説明がなされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 第二期中期計画については、6 次産業化事業体等へまずは 300 億の出資実現に向けて取り組んでいるところであり、8 月 31 日に公表した事前評価書において「調整中」と記載している 29 年度以降の出資見込額は、現在関係各所と調整して策定するシミュレーション結果を踏まえ記載し、提出する予定である。</p> <p>② ①と同様である。</p> <p>③ 民間資金等調達額 310 億円（平成 24 年度 0 円、25 年度 11.1 億円、26 年度 138.6 億円、27 年度 104.9 億円、28 年度 53.6 億円、29 年度 2.5 億円（※29 年 4 月のみ））については、機構が開業した平成 25 年 2 月から 29 年 4 月末までに、既に支援決定を行っている事業者の当初事業計画における民間等の出資見込額の全てを併せた金額である。また、出資決定額 49 億円と機構出資額 33 億円の差については、機構からの直接出資を除いたサブファンドからの間接出資のみとしたためである。これは、間接出資がより地方に資する案件が多いため、その額をもって算定したところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (株)農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年から平成45年3月31日(機構法第25条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)の間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要するもの。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号口
4	担当部局	農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度から平成44年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成45年3月31日 (機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期限)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業者等が主体となって、6次産業化に取り組む国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動に対し、出資等による経営支援を行うとともに、農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となることを目指す。 《政策目的の根拠》 ○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成28年11月29日改定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》

			生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓																									
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構は、第二期中期経営計画(平成29年度から平成31年度)に基づき、まずは6次産業化事業体等へ約300億円規模の機構出資の実現を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、利益に関わりなく発生する租税公課が毎年度約2.1億円減額されることで、投資先に求める利回りの低減が可能となり、その結果、出資対象範囲が拡大され、上記出資目標の早期実現が可能となる。 また、機構出資の拡大に伴い民間の出資等が誘発されることとなり、6次産業化の取組が促進され、農林漁業の成長産業化に寄与する。																									
9	有効性等	① 適用数等	適用件数:1件(機構のみ) 適用額:各年度419億円 (特例措置適用前の資本金額439億円-特例措置適用後の課税標準20億円)																									
		② 減収額	約210百万円の見込み。(平成30年度から平成44年度まで毎年度適用) (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額43,902,000,000円×税率0.5%=219,510,000円 ② 特例措置適用後 資本金額2,000,000,000円×税率0.5%=10,000,000円 ③ ①-②=209,510,000円																									
		④ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○政策目的・達成目標の達成状況 機構は、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く6次産業化に取り組む事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に支援することにより、農林漁業者の所得の確保、農山漁村における雇用機会の創出が可能なる成長産業となることを目指している。現在、機構の出資額は以下の通りとなっており、更なる出資範囲の拡大により民間資金の活用も図りながら6次産業化への取組を一層促進させていくことが急務となっている。 (単位:億円)																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>44年度まで累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資決定額</td> <td>17</td> <td>44</td> <td>49</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 出資決定額は累計額。 2 減税額は本措置が平成30年～平成44年度までの15年間に適用された場合。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果 本措置を講ずることにより、利益に関わりなく発生する租税公課が年間約2.1億円の税収減となるため、機構の出資対象範囲が拡大され、それらに伴う民間等からの呼び水効果により、15年間(平成30年度から平成44年度)で296億1,000万円が地域における民間の出資等が誘発されることが見込まれる。 (算出根拠)</p>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	44年度まで累計	出資決定額	17	44	49	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	減税額	—	—	—	—	2.1	2.1
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	44年度まで累計																				
出資決定額	17	44	49	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中																				
減税額	—	—	—	—	2.1	2.1	2.1	32																				

			<p>2.1 億円×15 年×9.4=296 億 1,000 万円 (注)機構の平成 29 年 4 月末における民間資金等の呼び水効果は 9.4 倍である。 (出典:平成 29 年 4 月末までに投資実行を行った事業体における(民間資金等の調達額(310 億円)÷機構からの出資額(33 億円))が約 9.4 倍となっている。)</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 本措置を講じることにより、機構による6次産業化事業体への出資拡大が図られ、その結果、民間資金等の呼び水効果により 15 年間(平成 30 年度から平成 44 年度)で 296 億 1,000 万円の地域における民間の出資等が誘発され、減税期間 15 年間における総額約 32 億円を上回る効果が期待され、地域経済の活性化に貢献する。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、業務遂行のための財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構等においても同様の措置が講じられている</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>機構は、全国各地の地方銀行等が設立されたサブファンド(投資事業有限責任組合)を通じた間接出資を主として6次産業化事業体への出資等を行っており、設立から現在において、48 のサブファンドによる推進体制が整備され、その結果、6次産業化事業体への出資に占める地方案件(東京都以外)は9割を超えており、機構の地方における貢献度は高い。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めてである。

